

第26回千葉市情報公開・個人情報保護審議会議事録

1 日 時：令和2年8月31日(月) 午後2時00分～午後3時40分

2 場 所：千葉中央コミュニティセンター9階 93会議室

3 出席者：

(1) 委員

本澤陽一委員、下井康史委員、石河勲委員、井原真吾委員、片桐美和子委員
栗原春江委員、立花幸司委員、中村直人委員、藤村剛委員

(2) 事務局

宮本総務部長、山崎市政情報室長、高橋同室主査、
山崎同室主任主事、君島同室主任主事

(3) 実施機関

(動物公園) 鏑木園長、木津副園長、瀬端主任技師

4 議 事

千葉市個人情報保護条例第7条第2項第9号の規定に基づく諮問
【個人情報の本人収集の原則の例外について】

5 議事の概要

千葉市個人情報保護条例第7条第2項第9号の規定に基づく諮問
【個人情報の本人収集の原則の例外について】

事務局及び実施機関から説明の後、質疑応答し、個人情報の本人以外からの収集について条件付で承認することとし、答申については出た意見の内容を反映した上で、最終的な決定を会長に一任することとして承認した。

6 会議経過：

(山崎市政情報室長) 本日は、大変お忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。市政情報室の山崎でございます。よろしくお願いいたします。

まず、会議に先立ちまして、総務部長の宮本よりご挨拶申し上げます。

(宮本総務部長) 委員の皆様、こんにちは。総務部長の宮本でございます。

本日は、大変ご多用の中、情報公開・個人情報保護審議会に出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

本来であれば、総務局長の山田が出席をしてご挨拶するところ、本日所要にて欠席させていただいておりますので、私のほうから開会に当たりまして、一言ご挨拶をさせていただきます。

さて、現在のところ、新型コロナウイルスの感染の収束がいまだに見えておらず、市民の皆様の不安がなかなか解消されない困難な状況となっております。そのため、旅行や帰省、外出を控える方がとても多く、例年とは大きく異なるまちの様相となっております。

このような状況の中でございますが、市民の皆様には近場のレジャーとして、千葉市動物公園など、例年よりも多くの方々にお楽しみいただいているところでございます。旅行等の自粛の影響も多分にあるかとは思いますが、動物公園をはじめとする市の施設は、これからも市民の皆様にご喜ばれるよう、進化していくことが重要であると考えております。

本日、議事としてご審議いただく案件は、この千葉市動物公園における実証実験に関するものでございます。委員の皆様におかれましては、それぞれのお立場から、忌憚のないご意見、ご指導を賜りますようお願いを申し上げます。

開会に当たり簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(山崎市政情報室長) それでは、本澤会長、よろしくお願いいたします。

(本澤会長) それでは、ただいまから第26回千葉市情報公開・個人情報保護審議会を開催いたします。

本日は、委員全員の皆様のご出席をいただいておりますので、千葉市情報公開・個人情報保護審議会設置条例第6条第2項の規定によりまして、本審議会は成立しております。

本日の会議は、事前にご案内しておりますとおり、公開の会議として開催しております。傍聴される方は、お渡ししている傍聴等要領に従って、傍聴をお願いいたします。

それでは、お手元の会議次第に従いまして進めてまいります。

議事 千葉市個人情報保護条例第7条第2項第9号の規定に基づく諮問

【個人情報の本人収集の原則の例外について】

(本澤会長) 議事として、千葉市個人情報保護条例第7条第2項第9号の規定に基づく諮問【個人情報の本人収集の原則の例外について】ということで、こちらを議題といたします。

事務局と実施機関から説明をお願いします。

(山崎市政情報室長) 案件の概要について、事務局と実施機関であります動物公園のほうから説明をさせていただきます。

まず、お手元の会議次第をご覧ください。

本件は、千葉市個人情報保護条例第7条第2項第9号の規定に基づく諮問ということで、個人情報の本人収集の原則の例外について、審議会の皆様のご意見を伺うものでございます。

お手元に「第7条第2項 収集先の制限」という資料を置かせていただきましたが、こちらのほうをご覧くださいませでしょうか。こちらはお手元の冊子、個人情報保護事務の手引きの抜粋となっております。

千葉市個人情報保護条例第7条第2項には、個人情報を収集するときは本人から収集しなければならないと規定しておりまして、個人情報の本人収集の原則を定めております。また、その例外がただし書に規定されておりまして、個人情報の本人収集の原則の例外について、各号で規定しております。この例外に当たるケースは第1号から第8号まで規定されておりまして、例えば、本人の同意がある、法令等に定めがあるときなどについては、本人以外から収集することを認めております。また、第1号から第8号までに掲げるものに当たらない場合であっても、第9号に規定する審議会の意見を聞いた上で、公益上特に必要があり、かつ、当該個人情報を収集することが事務の性質上やむを得ないと認められるときには本人以外から収集することが認められております。

これまで、千葉市では本人以外から収集することについて、審議会のご意見を伺ったものにつきましては、事案を類型にして整理した答申を頂戴いたしまして、この類型に当たるものにつきましては、条例7条2項9号に該当するものとして、本人以外からの収集の例外に当たるとした取扱いをしておりました。

また、昨年度の審議会におきましても、千葉市役所の庁用自動車、公用車に設置されたドライブレコーダーによる個人情報の収集を類型として追加することについて諮問しております。

本日の議事では、千葉市が設置する都市公園であります千葉市動物公園におきまして、設置するカメラにより収集した画像データ、個人情報を用いる実証実験を行うに当たりまして、審議会のご意見を伺うものでございます。

この個人情報の収集は実証実験のみ行うため、単発でありますことから、今回の諮問は類型の表に追加するものではなく、個別に当該案件についてのご意見を伺うものでございます。

今後、実証実験に当たって本格稼働を行ったり、本日の実証実験の内容と同じような収集を行ったりすることの想定はされますが、そのときには改めて審議会のご意見を伺うものと考えております。

実証実験の詳細につきましては、実施機関の担当機関であります動物公園のほうから説明をさせていただきます。

(木津動物公園副園長) 動物公園の木津と申します。どうぞよろしくお願いいたします。お手元にある「動物公園における本人以外からの個人情報の収集」という資料に沿って、説明をさせていただきます。

まず、諮問の趣旨でございます。動物公園は、1985年、今から約35年前に開園し、多くの市民の方に親しまれるとともに、動物公園の持つ役割を果たすことにより地域に貢献してまいりましたが、施設の老朽化や展示の目新しさの低下などの課題が生じてきております。特に、来園者はピーク時、年間100万人を超えておりましたが、現在は50万人台ということで、運営上の問題も顕在化しつつあります。このため、来園者の状況やニーズを的確にとらえ、より魅力的なサービスの提供を図り、将来に向けて安定的な運営に向けた新たな取組みを行う上でも、来園者の正確な動向の把握が必要であると考えております。

そこで、本市では、動物公園の来園者の画像データを基に、その年代、性別等の属性に応じた動向を把握・分析し、その結果を各種施策立案に活用するため、実証実験として動物公園内にカメラを設置することを検討しております。

カメラを通じた個人情報の収集は、先ほどもご説明がありましたが、本人の意思に基づく収集とは言えないことから、個人情報の本人以外からの収集となります。

公益上特に必要があり、かつ、当該個人情報を収集することが事務の性質上やむを得ないと考えることから、千葉市個人情報保護条例第7条第2項第9号の規定により、千葉市情報公開・個人情報保護審議会に諮問するものでございます。

1番として、個人情報を取り扱う事務の名称及び目的でございます。

(1)として、個人情報を取り扱う事務の名称につきましては、動物公園における各種施策立案のための来園者データ収集・分析としての実証実験としております。

(2)目的につきましては、先ほどの諮問の趣旨と重なる部分がありますので、一部を省略して説明させていただきます。

まず、3行目を見ていただきまして、千葉市動物公園は動物園の持つ「種の保存」、「教育・環境教育」、「調査研究」、「レクリエーション」という4つの役割を果たし、地域に貢献してきました。市民アンケート調査においても動物公園は市民にとって有益な施設であると評価されております。

しかしながら、開園後30年以上が経過し、施設の老朽化や展示方法の陳腐化により目新しさや魅力が低下している状況でございます。その対応策として、園内の魅力をより高め、来園者満足度のさらなる向上を図り、持続可能な経営を行うことを目的に、平成26年3月に「千葉市動物公園リスタート構想」を策定いたしまして、施設の再整備や経営の改善に取り組んでおります。

今回、収集する個人情報は、現在、動物公園が抱える課題解決に向け、各種施策を立案するために利用することを目的としております。

2番として、条例第7条第2項第9号の該当性について、でございます。

(1)として、公益上特に必要があることについて、でございます。

1つ目としては、動物公園は、都市公園法に基づき設置された都市公園でございます。

2つ目として、社会教育施設として、「種の保存」、「教育・環境教育」、「調査研究」、「レクリエーション」の機能を果たし、希少動物の保護のための取組を行うとともに、市民の「学びの場」、「憩いの場」となっています。

動物公園の設置目的と上記の機能を将来にわたり果たしていくためには、歳出削減を図るとともに、自らの経営努力により収入を確保するなど、持続可能な経営を行わなくてはなりません。しかしながら、現在、特別会計という形で運営している中で、約半分の経費を市の一般会計から繰り入れているという状況でございます。

一般会計からの繰入れを減らして、将来にわたり健全な施設運営を行うためには、主な

収入源である来園者をこれまで以上に呼び込めるような十分な来園者状況の把握を行った上で、新たな施策を展開するとともに、運営上の各種経費節減を図り、収支バランスの安定化を図らなくてはなりません。そのため、今回の来園動態の把握・分析による需要シミュレートは、一般会計からの繰入れに頼らない自立した経営のためには欠かせない取組であると考えております。

この取組を行うことは、市民にとって感動を味わうことができる素晴らしい施設として継続運営していくことを目的として策定した「リスタート構想」の基本理念である「市民に身近な動物園(私たちの動物園)としての存在と都市の活性化につなげる集客観光施設としての再生を図る」ということの実現につながるものであると考えております。

(2) 個人情報収集することが事務の性質上やむを得ないものであることについて、でございます。

1つ目としまして、動物公園が自立し安定した経営を将来にわたり行っていくために有効な需要シミュレートを行うためには、来園者の年齢、性別の属性情報が必要でございます。この情報収集にあたっては、直接本人から収集することが望ましいですが、アンケートなどの他の手段による収集では、時間的拘束や入退場門での混雑発生による来園者サービスの低下が避けられないことから、情報収集するためには、カメラの画像を利用することで収集する方法以外の実施は困難であります。

2つ目としまして、新たな施策の検討にあたっては、再来園者の情報も重要な項目の一つであります。正確かつ確実な情報収集という面からは、カメラの画像を利用する方法以外の実施は困難であると考えております。

3つ目といたしまして、新型コロナウイルス感染症対策のため、園内の密集を避ける必要があることから、リアルタイムでの入園者数を把握することは重要であると考えています。

各入園ゲートでカメラによるリアルタイムでの来園状況を把握することにより、園内の密集を回避するための入園制限や制限解除の発動のタイミングをより適切に予測することができ、安全・安心な施設として来園者をお迎えすることができると考えております。

また、時間ごとの入園者数の予測により、入場制限後の再入園を適切に実施することが可能となり、来園者サービスの向上につながるもに入園者の増加(=収入増)にもつながると考えております。

3番として、個人情報を取り扱う事務を所掌する組織の名称でございます。

千葉県都市局公園緑地部動物公園でございます。

共同事業者といたしまして、大手半導体メーカーのインテル株式会社、それから I T 企業の日本システムウェア株式会社でございます。

事業の役割分担といたしましては、市は全体の運営と総括、場所の確保、関係者との調整、利用者・来園者の広報、周知、成果の評価となっております。

共同事業者でありますインテルと日本システムウェアにつきましては、機材の整備・提供、維持管理及び終了後の原状回復、実証実験の実施、データの収集、整理及び市への提供、検証結果の市への報告という役割を担って実施します。

4 番といたしまして、収集する個人情報の対象者の範囲でございます。

対象者は、動物公園の来園者です。

収集する期間は、令和 2 年 9 月から令和 2 年 1 2 月までの間の約 3 か月間、9 月中旬から 1 2 月中旬ぐらいということで予定しております。

5 番にまいりまして、個人情報の収集先でございます。

別紙でカメラ設置場所という図面がお手元にあるかと思しますので、併せて見ていただければと思います。

まずは園内の入門ゲート 3 箇所でございます。正門と西口と北口でございます。そこに 1 箇所につき 2 台の合計 6 台を設置します。それと駐車場の入り口に 1 箇所に 2 台、それから園内のレストランとカフェに 3 台、合計で 6 箇所に 1 1 台のカメラを設置し、画像としての情報収集を考えております。

6 番にまいりまして、来園者への周知方法でございます。

ホームページで広報すると共に、園内掲示は、各ゲートやカメラの設置場所で広報したいと思っています。

7 番目、収集する個人情報の項目でございます。

まず、カメラで収集した画像になります。

それから、顔分析結果、これは特徴量データと言いまして、顔認証のために利用するデータでございます。カメラで収集した画像から人物の目、鼻、口の位置等の特徴を抽出し、数値化したものでございます。

その他（分析に用いる要素）といたしましては、来園者の属性情報、これは先ほどのカメラ画像から A I で推定した年齢と性別、それから気象情報、日にち、曜日、実施イベントの情報、レストランやカフェスタンドで購入されたメニュー、時間帯別入場車両数（ナ

ンバープレート情報)などを分析に用いる要素として考えております。

8番目の得られる情報でございます。属性ごとの滞在時間、時間別滞在中者数、レストラン、カフェスタンド時間別利用状況、滞在時間、④として同時入場者数、⑤として来園地域、⑥として再来園者についてが得られる情報として考えています。

9番でございます。収集を行う理由です。

今回の実証実験の成果は、動物公園が抱える課題解決に向けた各種施策を立案するため利用するものであり、現時点で考えられる主な課題と成果物利用による効果について説明させていただきます。

まず1番目、来園者について、でございます。

今回の取組の主たる目的でございます。集客増に向けた効果的なマーケティングや集客施策につなげられるよう来園者の動態を把握したいと考えています。

2番目、売店・レストランについては、新たなメニューや提供する商品の魅力度アップにつなげ、来園者ニーズにマッチしたメニューの提供によりフードロスが削減され、収益を増加させることができるとともに環境負荷の軽減に貢献できると考えています。

3番目、経営については、来園ピークの傾向を把握することにより、無駄のないスタッフの配置など、効率的な施設運営につなげることができると考えております。

4番目、新型コロナウイルス感染防止について、でございます。

現在の入場ゲートでは、入退園者をカウントしていないため、リアルタイムの入園者数を把握できませんでしたが、データ蓄積にあたって、3箇所の入場ゲートで入退出者をリアルタイムに把握することにより、園内の密集を回避する運営を行うことができると考えております。

10番目、その他でございます。

まず、別添資料のシステム構成図をご覧ください。と思います。

6箇所に11台のカメラを設置いたします。カメラで撮影した画像はエッジPCに3日間保存し、その中で数値化を行います。顔分析を行い、情報データとして数値化を行います。その数値化したデータ(分析データ)につきましては、ゲートウェイを通じて、クラウドサーバーに集積します。これをPC設置者が事務所の方から操作をして分析するという流れになっております。

今回のセキュリティーについて、でございます。

エッジPC6台につきましては、本体をワイヤーでロックいたします。設置する部屋は

施錠し、特定の職員のみ入室可能となっております。PC内のデータは暗号化するなど不正アクセスを防止します。

クラウドサーバーにつきましては、端末パソコンとクラウド間においては暗号化通信を実施します。クラウドへのアクセスは接続可能なIP制限による不特定多数のアクセスを防止しております。

それから、分析担当者PCは2台を想定しております。共同事業者の事業所に配置をいたします。特定の職員の利用のみの利用となるよう、IDとパスワードで管理します。

(2) データ加工方法について、でございます。

カメラから収集した人の画像については、エッジPC上のメモリ上で全体画像から顔のみを切り取りした上で、顔の特徴を数値化し、テキスト情報をエッジPC上に格納します。

顔の特徴を数値化したテキスト情報から、顔の復元はできない仕様になってございます。

全体画像については判別結果を確認するなどのため、3日間程度エッジPC上に保管します。

カメラから収集した車両の画像についても同様に、エッジPC上のメモリ上で全体画像からナンバープレートのみを切り取りした上で、数字や文字情報を読み取り、テキスト情報をエッジPC上に格納します。確認のため、3日間、エッジPC上に保管します。

(3) 使用機器等のデータ消去方法でございます。

実験終了後に、市の職員立会いの下、抹消措置を実施いたします。

(ア) エッジPC(6台)、これにつきましては、エッジ専用のデータ消去ソフトを利用して、ハードディスク内の全データを論理的に削除します。

クラウド内につきましても、データの論理的削除を実施いたします。これにつきましても、職員立会いの下、抹消措置を実施いたします。

分析担当者PCにつきましては、データを保存いたしません。

(4) 協定の締結でございます。

今回の実証実験にあたって、市はインテルと日本システムウェアの3者で、市が委託契約を締結する際に相手方に遵守させる事項として、個人情報の適正な取扱いについて定めた「個人情報取扱特記事項」を別記として付した協定書を締結いたします。

以上で説明を終わらせていただきます。

(本澤会長) ありがとうございます。

去年、ドライブレコーダーの映像を撮るときにも議論がありましたが、情報については、本人から取っているのので、本人以外からの収集ではなく、本人からの収集のように言葉上は見えるのですが、本人からの積極的な提供ではないため、本人以外からの収集という形でこれまでやってきております。

この件で何か委員の皆様からありますでしょうか。

(栗原委員) 今、子どもほとんどマスクをしている状態なもので、動物公園は戸外ですのでマスクを取る方も多いかもかもしれません。マスクをしたときに出てくるのは目だけかと思いますが、それで多くの情報が得られるのでしょうか。

(木津動物公園副園長) 確かにマスクをしているとかなり限定的にはなってしまうのですが、それも前提の上で、今回、実証実験として実施するものであります。

(立花委員) 今のご説明ですと、マスクをした場合でも性別や年齢など属性が取れるかどうかも含めての実験だという趣旨のように思うのですが、そういう理解でよろしいですか。

(木津動物公園副園長) 撮影してデータ化をして、それが実際に機能しているか、画像を見ながらチェックをしていくということになります。

(立花委員) その実験への参加ということになりますか。実証実験への本人の同意を得ない参加が個人情報保護の観点から許容されるかどうかということ、もともとの趣旨の説明は、この動物公園の将来の運営のためという趣旨だったと思います。今、説明されたとおりですと、業務委託する企業が持つソフトウェアの整備、つまり、目の情報だけからでも狙っている情報が得られるかどうかという実験にもなっているということでしょうか。

(木津動物公園副園長) 間接的には共同事業者としての実験も含むことになります。

(立花委員) では、やはりそういうことよろしいんですね。あくまで私の個人的な意見なのですが、実験に関する被験者の参加について、通常であれば、インフォームドコンセントに基づいて同意が必要になると思います。それは企業の場合や大学の場合であれ、同じだと思います。その際には、実験計画書が提出されて、その計画書が妥当であるかどうかに基づいて判断されると思います。本日提出していただいた資料が実験計画書だとすると、少なくとも私が見る限りでは、なぜ、収集方法が旧来の方法、つまり、入り口で本人に属性を直接伺うという方法よりも、情報が適切に収集できるのかどうかについて、はっきりとした根拠があるようには思えません。

今の栗原委員のご指摘もたぶんそれに関連していて、もし、目の情報だけから得られる

データの精度が高いか低いかについての実験を含んでいるのであれば、提案されている技術がどの程度の精度のものかがはっきりしていないということです。100人通っていったときに何人分の正確な情報が取得できるかが、はっきりしていない状況の中で、旧来の手法よりもここで提案された手法を合理的に選択する理由があるのか、それを本人の同意を得ずに個人情報を収集してよいとするのは、実験計画書上はなかなか難しいと思います。

本来であれば、設備とシステムを提供する側の人たちが、この手法を用いるとこういう場合でもこれぐらいの精度があるということを示さないと、この方法のほうがより合理的に選択されるべきだという話にはなかなかならないように思います。ですので、先ほど栗原委員がご指摘された件について、私も追加で質問させていただきました。

今回、実証実験した結果として、マスクをしているとあまり判定できないということになれば、実際の運用はなくなるかもしれないし、メーカーのほうで成果が出るように開発するのもかもしれません。マスクしていても成果が出るのであれば、その状態で運用を考えるかもしれないと、そういう状況でしょうか。

(木津動物公園副園長) そうですね。精度については、特にメーカーからデータとか数値をいただいているわけではありませんので、どこまで確実なデータをいただけるかというのは、正確にお伝えすることはできません。ただ、毎年の傾向ですと、この3か月間でおおむね15万人ぐらいの来園が想定されており、50%の精度としても、かなりの方の情報は取得できます。今まで行ったアンケートですと、1,000人から2,000人ぐらいしか取得できなかったのですが、その手間を考えても7万5,000人のデータが取得できれば、我々にとっては有効であると考えております。

(中村委員) 少し話が変わってきているような気がします。精度の話というのは、この提案書には何も出てないわけですし、精度の実験をするとは言っていないわけです。精度の実験をやるのであれば、これは根本的に駄目だと思います。なぜかという、本当に本人から個人情報を得ないと、年齢が合っているかどうかは分からないです。そのようなことは提案書では何も言っていないわけで、今日のこの議論とは違う話だと思います。

精度の実証実験をやると、この提案書には出てないわけですから、その議論はやめたほうが良いと思います。あくまで、動態調査の実証実験をやるのに一時的に顔写真を撮ることに関して、個人情報収集の観点から大丈夫かということだけをご審議されたほうが良いと思いますが、いかがでしょうか。

(立花委員) 今、中村先生がおっしゃったとおりだと思います。諮問の趣旨と違う趣旨

が出てしまっています。確かに本来はそうですが、私が質問した際は、そうだとおっしゃってしまったので、もうそれはここで共有された情報です。会議は公開されていますので、この情報についてはなかったことにできないと思います。

そうするとやはり問題が2つあって、1つは諮問の趣旨に書かれていない目的が含まれている可能性があるということです。それは画像データの精度の調査が実験の目的にもなっているということです。

もう1つは、今、中村先生がご指摘されたように、その精度を調べるときに画像データでしかないわけですから、元データの収集について本人からの了解が得られていない中で、どうやってマッチングしているかの確認をやるのかという問題も他方ではあると思います。

(本澤会長) 確かに精度をテストしようと思えば、先ほど中村委員がおっしゃったように、本当の正しいデータとの照合ができなければ精度が分からないので、それは今回のトライアルでは絶対できない話になります。そうすると精度の検証というよりは、目的について、間接的にはそれを何かに還元するのかもしれませんが、それはトライアルではできない話ということにはなるのではないかなと思います。

(中村委員) それをやらないという条件をつけた上で実施すればよろしいのではないですか。

(本澤会長) 先ほどの実施機関の説明では、実質的には精度のテストにもなり得るといってお話がありましたけれども、実際その実証実験の中ですることにはできないし、目的としてもやることは想定していないと、そういうことでよろしいですか。

(木津動物公園副園長) はい。

(立花委員) それはしないという前提で、追加で質問させていただきます。先ほど使われるプログラム、AIということでしたが、その精度については分からないとおっしゃっていましたが、どれぐらい期待が持てるものであるかについて追加で説明いただいたほうがよろしいかと思います。

どれぐらい精度が高いのかは分からないということでしたが、そうした中で、なぜこれがやり方としてうまいやり方と言えるのかがよく分かりません。

どれぐらい精度がいいかどうか分からないものを、市民に対しても、いわゆる自発的な同意を得ない形で画像収集することについては、私は慎重になったほうがいいと思います。

(木津動物公園副園長) 精度について技術的にはお示しすることはできませんが、かなり精度が高く取れるということで私たちも聞いておりますし、その前提で今回は運用して

いく考えです。

常にそのようなデータを持ち合わせおりませんので、どれぐらい精度が高いかということとは分かりませんが、データを収集することができれば、それは我々にとっても、各種施策について検討する材料にはなり得るだろうと考えております。

(立花委員) 例えば100人中、実は、これまでは5人だったけれども、これが20人取れるようになったとすると精度としては4倍もあります。従来より4倍も精度が高いですが、それでも100人中20人しか合っていないとすると80人は間違っていることになります。誰が間違っているか分からないデータを基に分析をして、将来の設計をしていくことになってしまいます。

動物公園としては、将来の持続的な運営のためという目的を達成するためには、これは信頼の足るデータである必要があると思います。そのときに事業者側から出されたデータとしては、かなり高いですよというだけであって、それが具体的にどれぐらいの高さなのか、それに基づいて設定していけば、信頼性を持った制度設計ができるのだろうか、ということについて、一度検討されていらっしゃるのでしょうか。

(木津動物公園副園長) 検討はしておりますして、2割近くというレベルであれば使いものにならないであろうと、半分以上は合っているであろうと想定しています。

(立花委員) それは事業者側に聞けば分かることではないですか。例えば、ここで3か月間に何人取ったらどれぐらいマッチングするか、それが分かるように伺っていないということですか。

(木津動物公園副園長) そうですね。今は手元に資料は持ち合わせておりません。

(立花委員) では、100人中20人であるかもしれないのですね。

(木津動物公園副園長) それならば、成果品の使い方を考えなければいけないと思います。

(石河委員) それを含めた実証実験ということですか。

画像データを解析して、それを新しい施策に結びつけるようなマーケティングの1つの手法として活用できないかということで、3か月間という期間だけやってみましょうということで、万が一、有効なデータが取れなければ、この方法では展開できませんという判断になるかと思います。

ですから、その判断も含めての実証実験であると思います。例えば、実証実験と言っている以上は、行政と仕組みを持っている会社とがお金を出し合って、実際に検証し

てみましょうというのが実証実験だと思います。

結果として適合率が30%であった場合、数値として30%であればこの仕組みを展開することはやめましょう、という判断をしてもいいと思います。まだ仕組みができていない状態で実証実験はテーブルにも乗せられないと判断するのではなく、実証実験をこのような仕組みで行うけれども、個人情報的にはどうなのですかという議論に特化したほうがいいと思います。

共同事業者であるインテルにしても、マスクをつけた状態、つまり、目と目から上の情報だけの場合に、適合率を出せないと思います。であれば、画像に目から上だけの情報でもきちんと分析できますと書くと思いますが、目・鼻・口の位置関係と書いてあるということなので、多分そこまで含んでないのではないですかね。

(立花委員) それはインテルの社内での研究、あるいは大学との共同研究を通じて行うことはできると思うのですけれども。

(中村委員) ある程度はできると思います。ただ、それがさっき言った、フィールド実験をインテルではしないのではないですか。

(立花委員) ですから、それを先に市民の同意を得ない形で行うかどうかということです。

(中村委員) 石河委員のおっしゃっているとおりで、あくまでマーケティングのお話だと思います。また精度の話に戻ってしまいますので、そういう形式的な実験をやるとは書いていませんよね。

(立花委員) 実験をされるのはいいと思いますが、例えば、アプリ実証実験などでアプリを入れて、本人に同意を得て、実験を行うというのが実証実験ですよ。

今回の場合は、一般の市民に対して、本人にそれを通知することなく、本人のインフォームドコンセントを経ない形で行うにふさわしいかどうかということです。

この前の段階で、企業や大学が実験計画書をIRTに出して調査を行って、その上で解析して社内で運用、例えば会社のエントランスにカメラを設置して、社員に協力を得ることもできるはずですよ。大きい会社であれば、そうされるところもあるかと思います。この最初のステップが、市民を対象とした形でやるということに、市民の個人情報という観点から適切な段階にあるのかどうか疑問だということです。

実証実験であるということは否定しませんが、この段階で、市民が被験者になるということの是非を私は問題にしたほうがいいかなと思います。

(中村委員) それは少し違うと思います。立花委員がおっしゃっているのは、あくまでも精度の実験のときに、市民を対象にしているのかということですが、それをやるとは言っていないわけです。マーケティングをやるときに、市民を対象にしているだけであると思います。

(石河委員) 精度ではない話をしています。逆に言うと、精度が良かったときのほうが、個人情報的には、もっと特定できてしまいます。

ですから、それを市民であろうが市民でなかろうがという話とは少し違うような気がします。しかも、最初に市民ではなく、当然社内でも検証していると思います。共同事業者に聞いてもらわなければ分かりませんが、フィールドとしては市民が最初になるかもしれません。ですが、その精度が良かろうが悪かろうが、個人情報の収集には変わりありません。であれば、その精度の議論を外して、私たちの市民の目から見える個人情報、画像データを使って、年齢や性別の分析に使いますよという論点だけで話したほうがよろしいのではないのでしょうか。精度がよかろうが悪かろうが、個人情報が特定される、されないというのとはあまり関係ないと思います。

(立花委員) 精度が悪ければ特定はされないと思います。問題は精度がよくないと、この諮問趣旨には合わないのではないかとということです。

(中村委員) 精度がそんなになくてもできるような分析をされていることがほとんどですよね。

(立花委員) 精度がそんなになくても、目的に応じた精度ができるようであれば、諮問の趣旨には合致します。問題なのは、各種施策にいかにかすために必要な精度が出てくるかどうかということが分からないことです。精度が出ているのであれば、趣旨を鑑みれば実証実験になるのでしょうかし、出てないのであれば、この趣旨に鑑みた実証実験ではなくて、別種の実証実験になってしまいます。別種の実証実験をするわけにはいかないもので、この趣旨に鑑みた実証実験になるためには、前提として、ある程度、各種施策立案に活用できるに足る精度が出ていないといけません。ただ、そこが不明なので、それは困ったことになりませんか。

(石河委員) 不明ではないと思います。

(中村委員) それもある程度出ているということを出しているわけではないですか。数字的に出すことはできません、と言っているだけです。数字的に出すことは企業秘密もありますので難しいのではないですか。特にこのセキュリティーに関してはそう簡単には出

せないと思います。

(立花委員) 年代と性別の判定を画像分析で行った際に、100人中何人合致するかというの、これは企業秘密であるということですか。

(中村委員) 正確なものではないが、ある程度は精度が出ているので、それを大体出ているというお話で言っているのだと思います。

(立花委員) 向こう側はかなり出せるという話ですけれども、施策に活用するに十分な精度かどうか、そこがはっきりしていないということでしたので、それは困ったことになりませんかということです。両先生がおっしゃっていることは理解しています。

資料では、精度があることを前提とした話にはなっているかと思いますが、実際のご説明ではそうではないらしいということでしたので。

(本澤会長) 実際に導入する以上は、最低限、実証実験として信用するに足りる精度があると、そういう前提で導入されるということですか。

(立花委員) 1点質問ですが、税金は使われるのですか。

(木津動物公園副園長) 実証実験の際、市は基本的に費用を負担しません。

(本澤会長) 最低限、実証実験として信用するに足りる精度はあるという前提で導入されるということですか。

(木津動物公園副園長) ある程度の精度は有しているものとして導入するものです。

(藤村委員) 私は公募委員として来ており、サラリーマンをやっておりまして、契約をするとか協定を結ぶときに、いわゆる仕様書などを確認しないということはないとは思いますが。例えば、90%以上の認識率だから使いましようとか、そういった仕様は特に把握はされてないということになりますでしょうか。

技術的な細かい部分で開示されていないところはあるかと思うのですが、仕様についてはどのぐらいまでお聞きすることができるのでしょうか。

(木津動物公園副園長) 私たちは製品の購入をするわけではなく、あくまで実証実験です。市としては仕様も含めた機器等の具体的な性能を示してはおりません。

(本澤会長) 実証実験に足りる性能のものではあるということを前提として話が来ているわけですが、それを前提としてよろしいですか。

各カメラの情報の紐づけというのはしますか。つまり、入場ゲートで入ったこの人が、次にどこに行ったという移動経路を追跡するような使い方はするのでしょうか。

(木津動物公園副園長) カメラで取れるところについては、例えば、北門から入って、

レストランに立寄り、正門から出て行った、というようなことをデータで追跡することはできるかと思います。

(下井副会長) それも結局、精度の問題になりませんか。精度が低ければ正門に入った人とレストランに入った人が同じ人かどうか分かりませんよ。精度は高いものだという前提でお話したでしょう。

顔認証って別に目の位置だけではなくて、骨格でもやるのではないのでしょうか。

(中村委員) おっしゃるとおりです。パラメータがすごく多いですから。

(下井副会長) マスクしているかどうかは関係ないと私は思っていたのですが、顔の骨格で決まるのではないですか。

(木津動物公園副園長) 顔全体です。目・口・鼻の特徴ですとか、顔の輪郭の特徴を全て含めて分析します。

(下井副会長) そうすると、話は全部、変わってきますよね。

(中村委員) AIですから根本的にどれぐらいの精度かという話になりますと、これは世界的にも問題になっているのは、なんで学習させたのかをはっきり言えという話があり、それを公開するかどうかについてです。アメリカでもすごく問題になってきております。そのため、質問についてはなかなか答えられないのではないかと思います。

今、先生のご質問について、はっきりとしておかなければいけない部分があって、あるゲートに入った人の顔写真をレストランに入った人の顔写真とマッチングさせているかどうかということについては、やっていないということになっているはずですが、あくまでも、それは、後から特定化されたパラメータであり、顔写真の突合はしてないと思いますが、そういう認識でよろしいでしょうか。そうでないと、個人情報をずっと保持していることになってしまいます。

(木津動物公園副園長) はい。数値化されたデータです。

(中村委員) そうですよね。ですから、数値化されてからは個人情報ではないですよ。個人情報としては、一時的に撮った顔写真の問題ではないですか。

(本澤委員) 数値データにしたら、個人情報ではないという理解でよろしいですか。

(木津動物公園副園長) 特徴量データも個人情報という整理をしております。特徴量データから顔写真の復元はできませんが、個人情報として整理し、それも実験終了後は全部消去いたします。

(下井副会長) 多分、このやり方については、いろいろな分野からいろいろな議論がい

のだと思います。この審議会でやるべきことは、個人情報保護の観点から問題がないかどうかだけのはずなのです。ですが、そう単純に割り切れなくて、精度の高さは問題なのだと思います。なぜかという、条例上の要件としては、公益上特に必要があり、かつ、当該個人情報を収集することが事務の性質上やむを得ないと認められる、この2つを要件としています。精度が低ければ、公益上あまり必要ないという話になってしまいますし、事務の性質上やむを得ないとも言えないとなってしまうかと思います。精度が高ければ高いほど必要であり、かつ、やむを得ないとか言えるけれども、個人情報保護上はセンシティブになってしまいます。なかなか難しい部分もあるような気がします。

今回のこの実験、どれぐらいの費用がかかるのか、あるいは検証の結果がどれだけ動物公園の将来の経営に大きな影響を与えるのか、それは私たちに分からないし、私たちが判断してはいけない部分だと思います。

いずれにせよ、精度は高いものだという前提で話をしたほうがいいのではないのでしょうか。精度が高いからこそ、公益上特に必要があり、かつ、やむを得ないといえるかどうか、ということのほうが包括的になると思います。

(本澤会長) おっしゃるとおりで、そこは前提として話を進めるとすると、個人情報の取得の仕方、使い方は公益上特に必要で、かつ、やむを得ないといえるかを考えないといけないことになります。

(下井副会長) そうすると、まずは周知の方法と、あとはやっぱり検証をした後の処理の手続、そこがやはりまず我々としては見るべきところなのではないのでしょうか。

あとは、他の方法よりもずっと効率的であるというこの説明について、公益性は強調していただいたほうがいいのかなという気はします。

(立花委員) その強調は、やはり、精度が高いということを前提にしないとイケません。

(下井副会長) そうしないと意味ないと思います。精度が低ければ、個人情報保護上、あまり問題ありません。

我々としては、精度が高くて、個人情報保護上何らかの問題があり得るという前提でしか話できないですよ。精度がそんなに高くないけれども、ある程度特定できるのか、それとも全く個人を特定できないのか、さっきレストランの話をしたのは、まさにそこが気になったためです。ゲートで入った人とレストランに行った人が何となく似ているが、同じかどうか分からないということであれば精度が低いわけですけども、これはやってあまり意味がないことですね。

ですが、それは意味があるからやるのでしょうか。その前提で、個人情報保護上、問題があると考えられないことですから。そこに紐づけできないのであれば、もうスナップ写真程度という話になってしまいます。

(本澤会長) 説明資料において、得られる情報として滞在時間とか時間別滞在者数というところですが、カメラの画像ごとの切取りのように思っていたのですが、そこから入ってきて何分後にここにいて、そこからここに移動してという、そういう移動の紐づけをするのでしょうか。

(下井副会長) トレーシングの可能性ですね。

(木津動物公園副園長) カメラが設置されている箇所は限定的ですが、特徴量データが同じであれば、こちらに移動されて何時間滞在したというのが分かるかと思います。

(下井副会長) そうすると精度が高いですね。

(本澤会長) その他(分析に用いる要素)として、レストラン、カフェスタンドで購入されたメニューという記載がありますが、その紐づけをするのでしょうか。

この人はここから入って、この人はレストランやカフェで何を頼んだのか、どこのエリアで何をしていたのか、そういうところまで特定の個人に紐づけて、全て追跡ができてしまいますか。

(木津動物公園副園長) それができればいいのですが、今回はそれができません。この人が何を買ったかということまでは分からず、この日に、こういう方の利用が多くて、その時に何がどれくらい売れたかということはわかりますが、この人が何を買ったかということまではわかりません。

(下井副会長) だから、その日に入場した人が何人か、そのうちレストランに行った人が何人か、何人行ったときに幾らもうかったかなど、トータル的な分析のみでしょうか。

(木津動物公園副園長) 傾向が把握できれば十分であると考えています。

(下井副会長) その検証に意味があるかどうかは、多分、我々考えてはいけないのでしょうかね。ただ、やむを得ないというところにかかってくるかなという気がして、すこし悩ましいですね。

(本澤会長) 条例の公益上特に必要がある、かつ、事務の性質上やむを得ないかについては、この審議会の意見を聞いた上で実施機関が判断するという形になっていたかと思います。

そういうことで言うと、公益上特に必要がある事務についてということで、「特に」と

という言葉がわざわざ入っているのはなぜかと思ひまして、市役所がやることなので、公益は一般的にはあるのでしょうか、特にという言葉がついているというのは、どういう意味なのかなというふうには思ひます。自分でも答えがないままですが、どういう意味なのでしょう。そこは何か強い公益性が必要という部分になるのかなというふうな気がしています。

その関係のところ、頂いた資料の2ページで、事務の性質上やむを得ないものであることについて、主には経営の話ですけど、新型コロナウイルス感染対策のためにリアルタイムの入園者数を把握することが重要であるという記載が(2)にはあります。しかし、それに対応する(1)公益上特に必要があることについて、においてその説明が特にありません。公衆衛生のためであることはわかりますが、対応関係として、(1)にそういう説明があつていいかなと思ひます。

質問がありまして、4ページの来園者への周知方法というところですが、具体的にどのような表現を用いて説明することになりますでしょうか。

(木津動物公園副園長) サービス向上のためカメラにより来園状況を把握しています。撮影した画像は個人が特定できないように加工した上で直ちに消去します。いつからいつまで撮影して、どこにカメラが設置されているかというのを明示したいと考えております。

(下井副会長) 今回、この審議会は公表されており、我々が述べた意見も公表されるわけですが、今日お配りいただいた資料も全部公表されるのでしょうか。

(山崎市政情報室長) はい。

(下井副会長) そうしますと、資料を修正していただいたほうがいいなと思う箇所がいくつかあります。まず、1つ目が2ページの公益上特に必要があることについてですが、一般会計と特別会計という言葉は、市民一般の方がこれだけのご説明で分かるのでしょうか。やはり、公費で運営されていることを示していただかないといけないのかなと思ひます。一般会計、特別会計という言葉だけで、どれだけの市民がその意味を分かってくれるのでしょうか。その説明は要らないのでしょうか。

(木津動物公園副園長) 一般会計と特別会計の言葉の意味について、それは付け足しません。

(下井副会長) それが前提として、約半分の経費を一般会計から繰り入れていること自体がなぜ問題なのか、このことがどれだけ問題なのかという部分が、一般的には分からないことです。実際に具体的な数字を示していただいて、市の財政にどういう負担を与えて

いるのか、そして、これを何とかしなくてはならないということと言わないと、公益上の必要があるということにはなりにくいのではないかと思います。

さらに言えば、その次の4つ目の中黒の1行目、2行目あたりで、主な収入源である来園者をこれまで以上に呼び込めるような云々と記載があり、来園者にお支払いいただいている入園料が主な収入源ということですが、では、ほかにどういう収入源があるのかを説明しないといけないのではないかと思います。

私は国立大学の人間なので、世間によく誤解されておりますが、国立大学は100%税金で運営されているというのは全くの間違いで、国庫から頂いているお金が1年間に国立大学で使うお金の半分にもなりません。残りは何で運営しているかという、授業料が主なのですが、その授業料でさえ割合的にはそんなに高くないです。そういうことは内部の人間なら分かりますが、一般的には知られてないわけですので、そのあたりを説明していただかないと、なぜそんなに大変なのかということが伝わらないのではないかと思います。できれば具体的に数字を出していただいたほうがよろしいのではないのでしょうか。

少子高齢化ですから、動物園の収入が減っているだろうということは何となく分かりますが、そこにより説得力を持たすためには、具体的な数字を出して、こういう仕組みの下でこういう数字なのだから、何とかしないといけないというような説明をしていただいたほうが、説得力が増し、公益上特に必要だという説明の根拠になるのではないかと思います。

それから、これは表現上の問題かもしれませんが、3ページ3の組織の名称というところで共同事業者の役割の4つ目に、「検証結果の市への報告」という記載がありますが、検証というのは、突然出てきている感じがします。つまり、共同事業者の仕事の中の3つ目が収集・整備・提供となっており、これは単にデータを集めて整理して市に渡すだけで検証するとは書かれていません。それなのに、その結果を報告となっており、一体、検証するのが市なのか共同事業者なのか、そのあたりを明確化していただいたほうがよろしいかと思います。多分それは共同事業者のほうが検証されるのですが、それでよろしいですか。

(木津動物公園副園長) トータル的には私たちが検証いたしますが、評価の報告を受けるつもりです。

(下井副会長) 市のほうには検証するというような仕事内容は書かれていません。

(木津動物公園副園長) 成果の評価というところに含めております。

(下井副会長) そこが検証なのですね。では、成果はどれですか。

(木津動物公園副園長) 向こうから提出いただいたデータというイメージで、いろいろな分析、報告を併せて検証した結果を市に出してもらった上で、使えるものかどうかというのを評価します。

(本澤会長) この成果というのは検証結果とイコールではないのですか。

(下井副会長) 私も最初はそう読みました。むしろ成果の評価というよりは成果の活用ではないかと最初思いました。つまり、インテルや日本システムウェアでデータを集めて整理・分析して、こういう傾向にあるということが分かりました、ということ市にお知らせして、市がそれを今後の動物園の経営にどう生かすか、それが評価であるということではありませんか。

(木津動物公園副園長) 分析を向こうが、いろいろな要素を総合して分析結果を出していただいて、それを我々が使えるもの、使えないものか、どこを生かせるかということの評価します。

(下井副会長) それは検証ですか、評価ですか。

(木津動物公園副園長) 評価です。

(下井副会長) では、検証は誰がするのですか。

(木津動物公園副園長) 検証・評価は我々が行います。

(下井副会長) そうするとこの説明はちょっと違うということになります。

検証というのは精度の分析ですね。

(木津動物公園副園長) はい。

(下井副会長) 分析結果を使うかどうかは市の仕事ですよ。

(木津動物公園副園長) そうです。

(下井副会長) 分析はどちらがするのですか。

(木津動物公園副園長) 分析は向こうがします。

(下井副会長) ということは、検証はどちらがするのですか。

(木津動物公園副園長) 検証は我々が行います。

(山崎市政情報室長) 向こうでないとおかしいのではないですか。分析をすることが検証だとしていて、分析というのは向こうが行い、その結果をもらって、活用するかしないかを含めて、それを利活用するのは市の役割であるというような整理をしないといけないかと思います。市へ報告された検証結果と、市の役割にある成果の評価というところの成

果というのが同一なのかということです。

(木津動物公園副園長) 少し私も理解ができてなかったものですから、すみません。

(山崎市政情報室長) そうなると評価という言葉が浮いてしまうので、そこは整理する必要があるかと思います。

(下井副会長) 私たちは、この資料と今日のお話を基にゴーサインを出すかどうか決めなければいけません。会議資料は公表されるので、少し明確に整理していただかないと審議会として判断できないと思うのですが。

まず、市の役割が五つありますよね。4つ目まではいいとして、5つ目をどう修正されますか。

(木津動物公園副園長) 成果の活用と修正させていただきます。

(下井副会長) 活用ですね。共同事業者のほうの4つ目はどうなのでしょう。

(木津動物公園副園長) 市の役割の5つ目はデータ分析結果の活用とし、共同事業者の役割の4つ目はデータ分析結果の市への報告にしたいと思います。

(下井副会長) 細かいことばかり言って申し訳ないのですが、そのページの5番目、個人情報の収集先と記載していますが、個人情報保護法の世界で個人情報の収集先という人だと思ってしまうのですが、ここでは場所が記載されています。

(木津動物公園副園長) 収集先というのを収集場所と置き換えさせていただきます。

(下井副会長) それから、これも似たようなことかもしれませんが、4ページ、これは細かく修正するのは難しいことかもしれませんが、9番の収集を行う理由で、主な課題と成果物利用による効果は以下のとおりであるとしており、こういうことに利用し、こういう課題があって、こういうことに利用したらこういうことがあるから収集を行うという意味なのかなと思いましたが、「(1) 来園者」となっており、日本語としておかしくないですか。私が法律をやる人間ですから、こういうことにこだわってしまうのかもしれませんが。

こうしたらいいと私は言えないので言いませんが、言えないということをご理解いただきたいと思います。なぜ収集を行うかということをご説明していただくわけですよね。下のほうを読んでいくと、なるほどと思わないことはないのですが。

(木津動物公園副園長) 来園者に関すること、と理解していただければと思います。

(下井副会長) ですから、公開されますので、ホームページなどで見る人たちに今のような説明はできないわけではないですか。そこが行政情報を扱うときの神経を使うところ

です。課題・効果・分析に用いるデータと並べられていますけど、この中で本当にその理由に当たるところがどこなのかというのは、ぱっと見た目には分からないわけです。しかも理由の4つ目が新型コロナウイルス感染防止です。これが情報を収集する理由ではないですよ。

本来であれば、もう一回やり直していただいて、もう一回審議会を開いたほうが良いと思います。もし、ここでうまく説明していただけるのであれば、その趣旨でこの資料を修正するという形で審議会の意見は出せるかと思います。

これで大体のことは分かるのだから、そこまでこだわらなくてもいいというご意見が大勢であれば、私はそこまでこだわるものではありません。少しこだわり過ぎなのかもしれないとは自分でも思います。

(本澤会長) この資料は公表され、審議会の意見の前提になるものであることを踏まえて、この場で修正をしていただいて次に進めるか、もう一回きちんと仕切り直していただくかになります。

(下井副会長) あるいは、これで十分その理由が分かるのだということであれば、皆さんがそうであれば、そのまま構いません。

(本澤会長) このことについて何かご意見はありますか。

(木津動物公園副園長) 収集する理由で項目としてわかりづらかったというところがありましたので、(1)は「来園者に関する事項」という形にさせていただき、(2)は「売店・レストランに関する事項」、それから(3)については「経営に関する事項」、それから(4)については、「新型コロナウイルス感染防止に対する活用」という形で見出しを整理させていただくということでしょうか。

(本澤会長) 今おっしゃっていただいたような整理で了解できるということであれば、このまま進みたいと思いますが、よろしいでしょうか。

特にご異議はないようですので、資料の修正を行うことを踏まえて、ほかに何かご意見、質問等ありますでしょうか。

では、審議会としての意見をどうするかという話になります。

(下井副会長) どのような文書にするかは別として、私は条件つきで認めるということでしょうかと思います。その条件としては、先ほど申し上げましたように、1つ目が、公益上特に必要があることについて、もう少し丁寧に、数字を使って説明をすること、2つ目が、事前のアナウンスをどれだけきっちりとするかということが大きなポイントだと

思いますので、その精度も含めて来園者への周知・広報を丁寧にするよう工夫をすること、それから3つ目が、実証実験が終わった後のデータの扱いということが非常に大きな問題になるでしょうから、データの活用及びその事後の消去方法等について、協定書につける特記事項を踏まえて遺漏のないよう行うこと、その三つの条件をきちっとできるのであれば認めるということによろしいかと思えます。

(本澤会長) 今の意見に対して、何かご意見ございますか。

(石河委員) もし、資料が公表されるということでそこを意識するのであれば、例えば、資料の9番のところで行くと、効果という文言が書いてあるところは断言しているような書き方をしています。まだ、実験もしていないのに効果の内容を断言できないので、想定効果ぐらいにしておいた方がよろしいかと思えます。後で結果を出せと言われたときに困るのではないのでしょうか。

(木津動物公園副園長) まさにそのとおりで、現時点で考えられる、期待される効果ということが適切だと思います。

(本澤会長) 公表される資料の9番はどうされます。

(木津動物公園副園長) 後半の部分で、各種施策を立案するために利用するものであり、現時点で主な課題と成果物利用による期待される効果は以下のとおりであるとする、という形で修正します。各項目にあります効果については、期待される効果という形で修正します。

(下井副会長) 中村先生、さきほどの条件について、もう少し技術的なことで付け加えることがあればお願いします。

(中村委員) 技術的にはないです。

(本澤会長) そうしましたら、一応、事務局のほうで答申書の案が作られているとは思いますが、その案というのは特に条件はないものですか。

(山崎市政情報室長) 副会長さんがおっしゃったうちの一つ、周知方法については言及した案を作りましたが、公益上特に必要であることを具体的に説明すべきこと、終わった後のデータの取扱い、その二つについては答申案では言及しておりませんので、それを言及した形での案を作成していきたいと思えます。

(本澤会長) そうしましたら、先ほど下井副会長からありましたとおり、3つの条件について、1つ目が、公益上特に必要であることを具体的に説明すること、2つ目が、精度の問題も含めて来園者への説明・周知を丁寧に行うということ、3つ目が、データの活用方

法ですとか事後の消去方法について、協定書の内容を踏まえて確実に行うということを経験した上で認められるとする、そういった内容の答申にするということではよろしいでしょうか。

(下井副会長) 終わった後は、報告される案件ですか。

(山崎市政情報室長) 特に事後報告はありません。

(立花委員) 最後に伺いたいのですが、アンケートの場合には、お断りして入園することはできると思いますが、このような形で情報収集される場合に、園の前まで行って、嫌だなといった場合には、収集されない形で入園して利用することができますか。

(木津動物公園副園長) どうしてもカメラに映りたくないという方がいらっしゃれば、その対応はいたします。カメラがどこに設置されているかをご案内したいと考えております。

(立花委員) この資料を公開され、ホームページを見たときに、これはちょっと嫌だなと思って利用を諦めるということもあり得ると思います。収集されたくない人は収集されないで利用できる形になっているのかどうか、それは最終的にはインテルと決められるのかもしれませんが、そのあたりは曖昧にしておいたほうがいいのかどうかというのが少し気になります。そういう場合はどうしたらいいですか。

(下井副会長) それは多分、2つ考え方があって、そういう人は来ないでいいと、動物公園側が割り切っているのであれば書く必要はないと思いますし、それでも一定の条件下で来ていただきたいと思うのであれば、周知・広報の中にそのことを書けばいいかと思えます。これは、さきほどの周知方法を丁寧にというところに含まれることかと思えます。

(木津動物公園副園長) それは周知したいと思えます。

(立花委員) 書くか、書かないかも含めて、検討していただければと思います。

(中村委員) 周知・広報は結構丁寧に書いていただかなければなりませんね。特に顔写真を撮っているのですから、第三者に提供されるのではないかというのが一番みんな嫌なわけで、目的外に使わないということはきちんと書いていただいた方がよろしいかと思えます。そうでないと、警察とかに提供されてしまうのではないかと思うわけですね。

(本澤会長) そうしましたら、事務局のほうで、今の条件を踏まえて具体的な文言についてはご検討いただいて、検討したものについて各委員にご意見いただいた上で、最終的に答申を確定したいと思います。それでよろしいでしょうか。

(異議なし)

(本澤会長) 最終的な答申書の確定については私にご一任いただければと思いますが、よろしいですか。

(異議なし)

(本澤会長) ありがとうございます。

それでは、本件については以上としまして、その他、事務局から何かございますか。

(高橋市政情報室主査) 事務局からですが、本日出たご意見を加えた答申案につきましては、委員の皆様にもメールでお送りさせていただきます。

次に、次回の審議会の開催予定ですが、6月30日に諮問させていただきました国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金の三つの事務に係る特定個人情報保護評価の再実施につきまして、11月頃に開催を予定しております。日程につきましては、改めて調整させていただきます。

最後に、本日の会議の議事録の確定方法でございますが、後日、事務局で案を作成し、委員の皆様へお送りをいたしまして、ご意見を頂戴したいと思います。いただいたご意見を基に修正案を作成いたしますので、その確定につきましては、会長に一任していただく形をお願いしたいと存じますがよろしいでしょうか。

(本澤会長) 今、次回の開催予定と議事録の確定については、事務局のほうからご説明いただいたとおりということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

(本澤会長) では、これをもちまして、第26回千葉市情報公開・個人情報保護審議会を終了いたします。

(宮本総務部長) 本日は慎重にご審議ありがとうございました。今後ともよろしく願います。